

# 介護予防ケアマネジメント

## 1 対象者

- (1) 要支援認定を受けた人
- (2) 65歳以上で基本チェックリストにより事業対象者と判断された人

## 2 考え方 「その人らしい生活の実現」

自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントは、要支援者等が有している生活機能の維持・改善が図れるよう、ケアマネジメントのプロセスを通じて、高齢者の行動変容に繋がる動機づけへの支援を常に考えることが大切である。

高齢者が単にその行為を「できない」と言葉にしても、できる能力はあるが行う意欲が持てない状況なのか、痛みがあるから「できない」だけなのか等、事実を確認することが大切である。

単に本人や家族の要望に沿ったサービス提供は、廃用性症候群の進行を防止できないだけでなく、サービスの依存を招きかねないので、「できるようになる」ために必要なことを支援することである。

- (1) 目標指向型のケアプランを作成し、サービス利用等による改善のイメージを伝え、本人の「できることはできるだけ自分で行う」という行動変容に繋げる。
- (2) 地域での社会参加の機会を増やし、役割や生きがいを持って生活が送れるよう働きかける。
- (3) プランの立て方・考え方は、介護予防支援と同じ自立に向けた支援。  
= 「高齢者の自立の可能性を最大限に引き出す支援」

## 3 介護予防ケアマネジメントの実施方法

従前の予防給付での介護予防支援と同様の流れになる。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業とケアプランの関係

利用者の資格	利用サービス	請求プラン種別
事業対象者 ( <u>サービス事業のみ</u> 利用できる)	第1号事業	介護予防ケアマネジメント
要支援認定者 ( <u>サービス事業と予防給付</u> が利用できる)	第1号事業のみ	介護予防ケアマネジメント
	第1号事業と 予防給付（現物給付）	介護予防サービス計画
	第1号事業と 予防給付（償還払い等）	介護予防ケアマネジメント

注：償還払い等の予防給付サービスをサービス事業と合わせて利用する場合は、ケアプランに情報として記載する。

(2) 横須賀市介護予防ケアマネジメント単位（令和3年4月提供分以降）

	サービス名称	単位数
1	介護予防ケアマネジメントA	438
2	介護予防ケアマネジメントA・初回	738
3	介護予防ケアマネジメントA・委託	738
4	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託	1038
5	介護予防ケアマネジメントC	238

※単位数単価（地域単価） 級地：5級地、地域単価：10.70

※令和3年9月までは新型コロナウイルス感染症への対応上乘せ有

- (3) 居宅介護支援費における介護予防ケアマネジメントの取扱件数の算定方法について  
居宅介護支援費（Ⅰ）から（Ⅲ）までの区分については、居宅介護支援と介護予防支援の両方の利用者数をもとに算定しますが、介護予防ケアマネジメントの取扱件数の算定方法については、以下のとおり算定する。

【横須賀市の取扱い（指定居宅介護支援の利用者1に対し）】

対象	利用サービス	計画	算定方法
事業対象者	第1号事業のみ	介護予防ケアマネジメント	<u>0</u>
要支援 認定者	予防給付のみ	介護予防サービス計画	0.5（変更なし）
	第1号事業のみ	介護予防ケアマネジメント	<u>0</u>
	第1号事業と予防給付（現物給付）	介護予防サービス計画	<u>0.5</u>
	第1号事業と予防給付（償還払い）	介護予防ケアマネジメント	<u>0</u>

<参考> 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（平成27年4月1日）」

問 180 居宅介護支援費（Ⅰ）から（Ⅲ）の区分については、居宅介護支援と介護予防支援の両方の利用者数をもとに算定しているが、介護予防ケアマネジメントの件数については取扱件数に含まないと解釈してよいか。

（答） 貴見のとおりである。

(4) 要支援者・事業対象者における介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出について

状況	保険者	住民票	実際の居住地	地域包括支援センター (ケアプラン作成)	届出書提出先	利用できる指定事業者 第1号事業(訪問・通所)
総合事業 (事業対象者)	横須賀市			横須賀市の包括	介護保険課	横須賀市の第1号事業
要支援者						
住所地特例者 (他市町村) * 事業対象者	他市町村	横須賀市	横須賀市	横須賀市の包括	介護保険課 ↓ 他市町村 の担当課	横須賀市の第1号事業 * 横須賀市の指定事業者
住所地特例者 (横須賀市) * 事業対象者	横須賀市	他市町村	他市町村	他市町村の包括	他市町村 の担当課 ↓ 介護保険課	他市町村の第1号事業 * 居住地の指定事業者
住所地特例者 (他市町村) * 要支援者	他市町村	横須賀市	横須賀市	横須賀市の包括	介護保険課 ↓ 他市町村 の担当課	横須賀市の第1号事業 * 横須賀市の指定事業者
住所地特例者 (横須賀市) * 要支援者	横須賀市	他市町村	他市町村	他市町村の包括	他市町村 の担当課 ↓ 介護保険課	他市町村の第1号事業 * 居住地の指定事業者
住民票と居住地 が違うもの * 要支援者	横須賀市	横須賀市	他市町村	横須賀市(保険者)の包括 * 居住地の指定居宅介護 支援事業者に委託する などして実施	介護保険課	横須賀市(保険者)の第1号事業 * 横須賀市の指定事業者
住民票と居住地 が違うもの * 要支援者	他市町村	他市町村	横須賀市	他市町村(保険者)の包括 * 居住地の指定居宅介護 支援事業者に委託する などして実施	他市町村 (保険者) の担当課	他市町村の第1号事業 * 保険者市町村の指定事業者

\* 他市町村の住所地特例者の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を提出する際には、被保険者証（保険者：他市町村）を添付する。

\* 第1号事業（通所・訪問）の地域単価は、利用者の保険者の級地（平成30年4月以降）。

住所地特例対象者の介護予防ケアマネジメントは、施設所在市町村で行い、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書は、施設所在市町村に届け出る。一方、保険者市町村は介護予防・生活支援サービス事業対象者を登録した上で、被保険者証を交付することが必要であるため、施設所在市町村は上記の届け出を受理後、速やかに保険者市町村に届出書の写しを送付する（参考：「平成27年4月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）について」平成27年2月27日事務連絡より抜粋）。